令和８年（フ）第８３０号
広島県廿日市市峠234番地40
債務者　高末　賢二
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３５号
広島県東広島市高屋町造賀4355番地７
債務者　高木　祥平
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井　柳至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５号
広島県府中市中須町1300番地
債務者　小林　勝博
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１７３号
広島県福山市駅家町大字上山守608番地５
債務者　村竹　孝文
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第９０号
高知市一宮西町３丁目12番12号　アルペールＳＥＩ－105
債務者　谷　　和芳
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９７号
大分市勢家町４丁目４番16号　第１織部アパート101
債務者　金丸　正典
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　首藤　裕好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５９号
大阪府和泉市上町361番地の２　（レオパレスセレザ202号室）
債務者　森　　隆志
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑豪太郎
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１４５８号
大阪市平野区平野南３丁目１番10号
債務者　藤原　光基
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８４号
大阪府摂津市東一津屋16番23―305号
債務者　山中　健司
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　　格
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２６号
大阪府守口市紅屋町１番10号
債務者　小田　篤志
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　由香
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３０号
大阪府門真市一番町12番６号　メゾンドール・辻　102号
債務者　藤井　　聡
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姜　　昌勲
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２１２号
大阪市旭区赤川２丁目２番30―911号
債務者　ＩＮＦｉｅｌｄこと　内園　鑑人
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　昌史
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２２号
大阪府大東市新田東本町３番６号
債務者　植田　知弘
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　慎也
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３３２号
大阪府東大阪市島之内２丁目12番８―801号
債務者　松山　翔汰
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋希
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１号
大阪府泉大津市なぎさ町１―15―１―0705、住民票上の住所大阪府和泉市はつが野三丁目40番15号
債務者　野崎　健吾
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２９０号
埼玉県志木市幸町二丁目11番12―301号
債務者　割石沙也香
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９１号
埼玉県志木市幸町二丁目11番12―301号
債務者　割石　周平
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４０号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針一丁目133番地３
債務者　船戸　祐司
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４１号
埼玉県久喜市上内1220番地２　セレーノ21Ａ―201
債務者　遠峰　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係